



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

銀座事務所 〒104-0061

東京中央区銀座 6-2-1 ダヴィンチ銀座ビル 2 階

TEL 03-3573-0070 FAX 03-3572-2480

ホームページが新しくなりました!

<http://www.supt.jp/>

確定申告の医療費控除

昨春、実家に帰省したときのことで、医療費控除のことについてとても重要なことを教えてくれなかったと母から責め立てられました。私がしなかったアドバイスとは、「医師等による診療等を受けるために支出した通院費若しくは医師等の送迎費で、通常必要なものは医療費に含まれる。」という規定のことです。つまり、私の両親が病院に行くときに乗っていたバスや電車代を医療費の領収書の合計に加えて確定申告すればもっと控除がうけられたと言いたかったようです。しかし、私はそもそも両親がいつ医療費控除の適用を受けたのかわかりませんし、申告書の記載を頼まれたこともありません。本人も何年前の申告のことだったかわからないらしく、今さら更正の請求もできません。そのときの母の追及は孫の登場とともにうやむやになってしまいました。いいタイミングで3歳児に助けられました(笑)。

皆様にはそのようなことが起きぬよう、医療費領収書の集計とともに交通費の集計をエクセルなどで作表して添付することをお勧めいたします。

もう一点、医療費控除でご注意くださいのが、医療費を補てんする保険金等の取扱いです。健康保険や損害賠償金、任意でご加入なさっている保険会社からの給付等で、医療費の補てんを目的として支払を受けるものは各人の支出した医療費と相殺しなければなりません。結果として還付額が減ります。

そこでよく聞く誤解が出産のときの健康保険からの支給の取扱いです。「出産育児一時金」と「出産手当金」という2種類の給付がありますが、その支給根拠が異なります。前者は出産したときの医療費の補てんですので、医療費控除の計算上も支出した医療費と相殺しなければなりません。一方、後者の出産手当金は出産するために会社を休んだ期間の所得補償のために支給されるものです。その金額も各人の1日あたり標準報酬日額の2/3という算出方法をとります。したがって逸失所得の補償であることから出産手当金は医療費控除の計算には全く影響しません。大きな声では言えませんが税理士や税務職員でもこの違いを知らないことが少なくありません。記載を依頼の際は、ご確認されるとよろしいかと思えます。

節税商品の規制—平成22年税制改正

平成22年税制改正大綱が12月22日に発表されました。その中で、代表的な節税商品である「変額年金保険」と「自動販売機を利用した消費税還付スキーム」が封じ込められることとなりました。

変額年金保険とは、確定年金保険と異なり、その名の通り、将来受け取る年金が変動する保険です。この保険の特徴は、保険料の支払が一括でなされることです。払込後、すぐに年金支給が開始されれば、その後、相続が発生した場合、相続税法上、年金受給権として大幅に評価が下がります。例えば、保険料を1億円払い込み、年金受給残存期間が15年ですと、相続税法上の年金受給権は1億円×50%=5千万円となります。現金で持っている1億円の相続税評価が、変額年金とすることで半分の評価になります。さらに、相続発生後、解約して払込額を返還してくれる特約もありますので、これを利用すると、何も痛まらずに節税メリットのみを享受できます。今回の税制改正では、上記で言うと解約返戻金である1億円を相続税評価とすることにより、節税メリットを無くしています。

また、自動販売機を利用した消費税還付スキームは、まず賃貸マンションを建設することから始まります。賃貸マンションを建設した場合、建物に対する消費税を建設業者に支払いますが、通常、この消費税は払ったきりとなります。しかし、マンション建設後、実際に賃貸するまでの間に自動販売機を設置することにより、この消費税を国から還付してもらうことができます。自動販売機による収入は、消費税を受け取る課税売上になりますが、消費税法上、課税売上が発生すれば、支払った消費税の還付を受けることができます。消費税法上はその後も様々な規制がありますが、今まではそれもうまく抜けることが可能でした。しかし、今回の税制改正では、このような消費税還付スキームは封じ込められています。

節税商品が生み出され、それが大量に普及し、その後税制改正により遮断される、という一連の流れに、税世界の実相を感じます。